

申告はお早めに

# 納税相談を開催します

期間 2月18日(月)～3月17日(月)

時間 午前9時～11時  
午後1時～4時まで

(木曜日は午後7時まで)

会場 役場 第3会議室

今年も所得税・住民税の申告時期になりました。確定申告が必要なのに期限までに申告を済ませていなかったり、誤った申告をしたりすると、後で延滞税等を納めなければならぬことになりかねません。期限内に正しい申告を行ってください。  
なお、毎週木曜日は午後7時まで納税相談を行います。都合で指定日に相談できない方は、ご利用ください。

## 2月

日	月	火	水	木	金	土
17	18 平和台	19 向原 大林	20 栄町 1・2区	21 西軽井沢 (第1～3地区)	22 西軽井沢 (第4～6地区)	23
24	25 上宿	26 小田井 荒町	27 桜ヶ丘 児玉(1～6)	28 児玉(7～)	29 三ツ谷 旭町	

## 3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 塩野1～5	4 塩野6～8 寺沢	5 清万 一里塚	6 八ヶ倉 馬瀬口1～2	7 馬瀬口3～6	8
9	10 豊昇 面替	11 草越 広戸	12 予備日	13 予備日	14 予備日	15
16	17 予備日	※指定日にご相談ください。指定日に受けられない場合は、期間中の別の日、時間外相談日、又は予備日をご利用ください。				

毎週木曜日は、午後7時まで受け付けます。

### 所得税

所得税は、個人の収入に対してかかる税金で、その人の一年間のすべての収入から所得控除を引いた残りの課税所得に税率をかけて税額を計算します。

### 町民税・県民税

住民税(町民税・県民税)は、平成19年の収入に対し平成20年1月1日

に住所がある市町村で課税されます。次の項目に該当する人は、「平成20年度町民税・県民税の申告について」のお知らせを送付の際、町県民税申告書と、返信用封筒を同封してありますので、必要事項を記載の上、返送してください。

- 前年中に収入がなかった人
- 所得税の確定申告が必要ない人
- 遺族・障害・恩給などの非課税所得の受給者

## 確定申告が必要な人

- 事業所得・不動産所得などがある人。土地や建物などを売った人。
- 一時所得(生命保険の満期返戻金など)のある人。
- 年の途中で仕事を変わった人(給与を合算して年末調整された人は不要です)。
- 医療費控除や住宅ローン減税を受けようとする人。
- 年金のみの受給者で所得税を源泉徴収されている人。また2ヶ所以上から受給している人。

※ 所得税の予定納税をした人は必ず確定申告を行ってください。  
 ※ 個々のケースで確定申告が必要か不要かわかる場合があります。不明な点はお問い合わせください。

## 主な必要書類等

- 印鑑
- 給与・年金の源泉徴収票
- 国民年金、生命保険、地震保険等の各種所得控除証明書
- 事業所得の人は  
収支内訳書(証拠書類等持参)
- 土地等を売った人は  
契約書  
必要経費が分かるもの
- 医療費控除を受ける人は  
領収書
- (個人ごと)にまとめてください  
生命保険や福祉医療等の補てんが分かるもの
- 住宅ローン減税を受ける人は  
登記簿謄本、住民票  
請負契約書の写し  
年末借入金残高証明書

## 申告書の作成は 便利なホームページで

国税庁のホームページ「所得税の確定申告書作成コーナー」で申告書を作成することができます。作成した申告書は印刷してそのまま提出できます。  
 ぜひご利用ください。

国税庁ホームページアドレス  
<http://www.nta.go.jp>

問い合わせ先  
 佐久税務署  
 〒385-8611  
 佐久市岩村田1201-1  
 0267-67-3460

## 所得税率の見直し

【平成18年分】

課税所得①	税率②	控除額③
～ 330万円	10%	無し
330万円～ 900万円	20%	330,000
900万円～ 1,800万円	30%	1,230,000
1,800万円～	37%	2,490,000

【平成19年分】

課税所得①	税率②	控除額③
～ 195万円	5%	無し
195万円～ 330万円	10%	97,500
330万円～ 695万円	20%	427,500
695万円～ 990万円	23%	636,000
990万円～ 1,800万円	33%	1,536,000
1,800万円～	40%	2,796,000

所得税の求め方: ①×②-③=所得税

## 平成19年分所得税関係の主な改正点

- 確定申告書はご自分で記載していただくことが原則です。印鑑、筆記用具等をご持参ください。
- 譲渡所得のある人、青色申告の人、税務署から呼び出しのある人は、直接税務署へご相談ください。
- 相談会場は2階となります。身体などの都合で階段の利用が困難な方は、税務課窓口へ声をかけてください。

- 定率減税の廃止  
平成18年分で廃止されました。
- 税源移譲に伴う所得税率等の改正  
平成19年分申告から所得税の税率が、4段階から6段階に変更になります。(左図参照)
- 地震保険料控除の創設  
損害保険料控除を改正し、従来の長期損害保険料控除と新たに地震損害保険料控除が創設されました。(この改正により短期損害保険料控除は廃止されました)
- 減価償却制度の改正  
平成19年4月1日以後に取得したものと平成19年3月31日以前に取得したものとに区分された上で次のような改正がありました。

- ・ 償却可能限度額95%を撤廃。既存の資産については、償却可能限度額に到達後5年間(20年分)から均等償却。
- ・ 新規取得資産(19年4月1日以降取得)について残存割合10%を廃止し、1円まで償却できるようにしました。

問い合わせ先  
 役場税務課課税係

(32) 3111 (内線42・49)